

勾留状等謄本（写）交付請求書

(裁判所受付印) 勾留状発付庁で受付	☐ 大阪地方裁判所 御中 令和 年 月 日	
	☐ 大阪簡易裁判所	
	請 求 者	☐ 弁護士 ☐ 国選 (氏名) ☐ 私選 ☐ 被疑者/被告人 Tel () 弁 護 人 提出日: 令和 年 月 日 ☐ 郵送 選 任 届 提出先: ☐ 大阪地検 ☐ ☐ 持参

※弁護士選任届（写し）の提出に御協力ください。

1 勾留状等の種類	☐ 勾留状 ☐ 観護状 ☐ 鑑定留置状	裁判所 使用欄
2 必要な記載内容	☐ ① 勾留状等発付時点のもの（被疑事実等の確認） ☐ ② 謄本等請求（交付）時点のもの（執行状況等の確認） ☐ ③ 延長に関する記載のあるもの	該当事件 ☐ 確認済
3 写しによる交付の承諾	☐ 写しでの交付を承諾する。 ☐ 謄本交付を請求する。	弁 選 ☐ 確認済 ☐ 取寄要
【お知らせ】 ※請求された謄本等は、勾留状等発付の翌開庁日以降に交付します。 ※勾留状等は、留置施設での執行終了後に検察庁から取り寄せますので、謄本等の交付までに数日を要する場合があります。 ※写しでの交付の場合は、検察庁からファクシミリで取り寄せを行います。 ※2①の場合は、発付時点で作成した謄本を請求日（勾留状等発付日を除く。）に交付できる場合があります。 ※2日以上休日が続く前日の平日午前中に発付された勾留状等について、2①の交付請求があった場合は、例外的に発付当日に交付します。		検察庁 取寄依頼 ☐ 勾留状 ☐ 原本 ☐ 写し
4 対象となる事件の表示	被 疑 者 氏 名 (年 月 日生) 勾 留 等 罪 名 被疑事件 勾留状等発付日 令和 年 月 日 収容場所 ☐ 大阪拘置所 ☐ 大阪少年鑑別所 ☐ 大阪府 警察署 ☐ 大阪府警察本部（ ☐ 本庁舎 ☐ 新北島別館） 担 当 検 察 官 ☐ 刑事 ☐ 公安 (内線) ☐ 特捜 ☐ 交通 検事係:	☐ 弁選写し 弁選確認 ☐ 必 要 ☐ 不 要 依頼日 / 到着日 /

請 書 上記謄本等1通を受領しました。 令和 年 月 日 請求者 印	(裁判所受付印) 種別: 保管 写し 謄本 / 郵便送付 ⑥ 郵券 円 ⑥
---	--

※郵送を希望される場合は、返送用封筒（94円切手貼付）を添付ください。

太線枠内に記入又は該当の□に☑してください。

勾留状等謄本（写）交付請求の取扱いについて

1 対象となる勾留状等の種類

勾留状，観護状，鑑定留置状

2 交付する謄本等に求める記載内容等

	交付する謄本等に求める記載内容	交付請求できる時期	交付できる時期	請求者の承諾
①	勾留状等発付時点の記載 (被疑事実等の確認)	勾留状等発付後 ※1	勾留状等発付の翌開庁日以後 ※2	※4
②	謄本等請求（交付）時点の記載 (執行状況等の確認)	勾留状等発付後 ※1	勾留状等発付の翌開庁日以後 ※3	※5
③	勾留等延長に関する記載	勾留状等発付後	勾留等延長決定後 ※3	※5

※1 勾留状等発付前の謄本等請求はできません（刑訴規74条）。

※2 弁護士選任状況が確認でき次第，交付します。

2日以上閉庁日が続く前日の平日午前中に発付された勾留状等について，①の交付請求があった場合は，例外的に発付当日に交付します。

裁判所にあらかじめ作成した謄本等の保管がない場合には，②の記載内容の謄本等の交付請求として取り扱います。

※3 検察庁から勾留状等の原本を取り寄せた後，弁護士選任状況が確認でき次第，交付します。

写しでの交付の承諾がある場合は，検察庁からファクシミリで取り寄せを行います。検察庁からの勾留状等の取り寄せは，留置施設での執行終了後となりますので，謄本等の交付までに数日を要する場合があります。

※4 勾留状等発付時点の記載での謄本交付には，請求者の承諾が必要です。

※5 写しでの交付には，請求者の承諾が必要です。

写しでの交付の承諾がない場合には，謄本交付請求として扱います。

【私選弁護人の方へ】

①～③のいずれの記載内容の謄本等についても，速やかな謄本等交付のため，勾留された被疑事実にかかる弁護士選任届写しの提出に御協力ください。

大阪地方裁判所令状部
大阪簡易裁判所令状係